

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第2回 松阪市施設使用料等検討委員会	
2. 開催日時	令和元年12月23日(月) 午前9時30分～午前11時55分	
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟2階 第3・第4委員会室	
4. 出席者氏名	委員	寺本 博美(委員長) 青木 俊樹 中西 幸男 中畑 裕之 中山 一男 平岡 豊子 保田 真宏
	事務局	家城 企画振興部長、岡本 市政改革課長、梶 市政改革課施設マネジメント係長、笠原 市政 改革課施設マネジメント係員
5. 公開及び非公開	公開	
6. 傍聴者数	3名	
7. 担当	松阪市 企画振興部 市政改革課 TFL 0598-53-4103 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

## 第2回松阪市施設使用料等検討委員会 議事録案

と き：令和元年12月23日（月）午前9時30分～午前11時55分

と ころ：松阪市役所 議会棟2階 第3・第4委員会室

出席者：青木俊樹委員、寺本博美委員、中西幸男委員、中畑裕之委員、中山一男委員、平岡豊子委員、保田真宏委員

事務局：家城企画振興部長、岡本市政改革課長、梶市政改革課施設マネジメント係長、笠原市政改革課施設マネジメント係員

傍聴者：3名

事 項：1. 検討事項

・原価計算方法・受益者負担の考え方について

2. その他

・今後のスケジュールについて

---

（午前9時30分開始）

事務局)

---

ただ今より、第2回松阪市施設使用料等検討委員会を開催させていただきます。

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

また、前回の委員会で「施設使用料についてのアンケート」を各施設で行っているのであれば、委員会に提出することになっておりましたが、施設所管課等に確認いたしましたところ、近々で行ったアンケートはなかったことをご報告いたします。

それでは、ここからは委員会要綱にしたがいまして、委員長が議長として議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 1. 検討事項

委員長)

---

それでは、事項書「1. 検討事項」に入らせていただきます。

「原価計算方法・受益者負担の考え方について」を事務局からの説明をお願いします。

事務局よりの「原価計算方法・受益者負担の考え方について」説明

(主な内容)

(1) 使用料の基本ルール

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合} \times \text{利用者区分率} \times \text{減免率}$$

(2) 原価について

原価は、利用者に直接係る経費（A）と施設の運営や維持管理に要する年間行政コスト（B）をもとに算定する。

- ・（A）に含まれるもの…①人件費
- ・（B）に含まれるもの…②物件費、③維持補修費、④備品購入費、⑤施設建設費、⑥施設改修費

(3) 原価計算について

①会議室等の場合

$$\text{原価} = \text{直接人件費 (A)} + \frac{1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの行政コスト}}{\text{年間行政コスト (B)} \div \text{室面積の合計} \div \text{年間使用可能時間}}$$

$$\frac{1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの行政コスト}}{\text{年間行政コスト (B)} \div \text{室面積の合計} \div \text{年間使用可能時間}}$$

②個人利用施設（プール等）

$$\text{原価} = \text{直接人件費 (A)} + \frac{1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 回あたりの原価}}{\text{年間行政コスト (B)} \div \text{年間施設利用可能者数}}$$

$$\frac{1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 回あたりの原価}}{\text{年間行政コスト (B)} \div \text{年間施設利用可能者数}}$$

(4) 性質別負担割合について

(5) 上限設定について

委員長)

ただいま、「原価計算方法・受益者負担の考え方について」の説明を受けましたが、委員の皆様よりご質問やご意見等はないでしょうか。

委員)

「流水プール」は施設が古く、「施設建設費」分の減価償却期間を超過し、この分の減価償却費が原価に含まれないため、「公園プール」と比較して安い試算になっているのですか。

事務局)

その通りです。施設建設に係る償却年数を超過したため、減価償却費が原価に算入されず、新しい施設と比較して安い試算になっています。

委員)

そうであれば、償却年数が超過した年から使用料が安くなることなり、その点をどのように整理するのかの検討が必要と考えます。

委員長)

---

使用料の原価の議論について、ランニングコストについての意見の違いは少ないと予想されますが、減価償却の取り扱いについては、前回の委員会で委員が指摘されたように、建設費などのイニシャルコストを含まない費用のみを利用者に求めるべきという考え方もあり、本日の検討の中心になるでしょう。

公共施設は、市民や地域の方に広く、そして長期間使われる社会資本として整備されたものでもあり、その性質を考慮し決めなければなりません。また、使用料の原価は、「固定費」と「変動費」の2種類ありどのように考えるかという点と、「公平な受益者負担」をどのように計るかという点の検討が必要でしょう。

これらの点を検討したうえで、市民にとっても、利用者にとっても、分かりやすい基本的なルール作りを行わなければならないでしょう。

委員)

---

試算の内訳を見ると、施設の性質や規模によって当然変わってくることは分かりますが、委託料が0円の施設と多く支出している施設の違いがあり、今後、どのように整理するかが気になります。

また、試算に計上されている「基準人件費」はどのようなものでしょうか。

事務局)

---

「基準人件費」については、正規職員が対応に当たると考え、過去3年間における手当や共済費を含めた職員1人当たりの平均人件費から単価を算出しています。この単価をもとに、処理にかかる時間数から1件あたりの直接人件費を算出しています。

委員)

---

その他、個々の施設の算出内訳にある物件費の根拠について気になる点もあります。

委員長)

---

今後、市民に説明するためには分かりやすい算出根拠が必要になるでしょう。

委員)

---

今の議論は、事務局から示された試算の内訳にある金額や算出根拠が中心であり、数字だけの検討になり大変分かりづらいように感じます。民間企業などでは、原価計算の議論をする場合は、条件設定の議論から始めるのではないのでしょうか。示された「基準人件費」が妥当であるか、使用料の見直し周期は5年間が妥当かなど、まずは使用料の見直しの条件をどのように設定するかを決めなくてはならないと感じますが、いかがでしょうか。

委員長)

事務局から示された試算内容にある具体的な数字の内容を議論するのではなく、原価計算の考え方や基本的なルールについての検討を行わなければならないでしょう。

委員)

私も同じように考えます。ただし、人件費が約 65 円/分が妥当であるかの検討は必要であるように考えます。

委員長)

原価計算の基本的なルールを検討するためには、「人件費、物件費、維持補修費、備品購入費、施設建設費、施設改修費」を含めるべきか、またどのような条件で算出するか等の議論が必要でしょう。

委員)

使用料の見直し周期は何年であるか、また見直しする場合はどのように行うかによって、今後の議論の進め方は大きく変わってくると思います。

事務局)

事務局の想定では、原則、見直し周期は5年間とし、見直しする際は基本的な考え方や算出方法は変えずに、物件費、維持補修費等を実績に合わせた金額に更新していくこととしています。

委員)

基本的な考え方や算出方法は変えずに、光熱水費等の物価変動に見合った使用料に変更することですね。

事務局)

その通りです。

委員)

事務局から示された減価償却の取り扱いでは、「総合体育館」のように古い施設は建築費のほかに、改修を行うことで、古くなるにつれて減価償却費が高くなり、使用料も高くなる原価計算の方式になっています。例えば、床の張替など利用者の利便性向上に繋がる工事については、利用者へ負担を求めることは理解できますが、非常用電源や外壁の改修は負担を求めるべきではないと感じます。

また、新築時に一番安い使用料になり、古くなるにつれて使用料が高くなるという原価計算の方式には違和感があります。

事務局)

古くなるにつれて使用料が高くなる点や、減価償却の期間が終了するとその時点で使用料が大きく安くなる点については、事務局も認識しています。そのため、減価償却計算方法を「定額法」でなく、「定率法」で求めることも検討しましたが、その場合は新築時に非常に高い使用料として算出されてしまいます。使用料を長期間に渡り一定にするために、「備品購入費、施設建設費、施設改修費」の減価償却費を含めず算出する方法の検討が必要と感じていますが、この点はいかかでしょうか。

委員)

建築費や施設改修費についてですが、資料では「国や県などからの補助金等については、控除しない」とされていますが、市の負担は少なくなっているため、その分の使用料を安くするべきではないでしょうか。

事務局)

国や県などから補助金については、税金で賄われているという観点から、原価計算において控除しないものと考えています。また、古い施設については、資料の確認が難しく正確な補助金が算出できないという恐れもあります。

委員)

古い施設の資料の確認が難しいということは分かりますが、新しい施設だけでも控除するべきではないでしょうか。

事務局)

新しい施設だけでも控除すると、古い施設と新しい施設を区別することになり、施設毎に計算の考え方が変わり、全施設統一的な原価計算ができなくなってしまいます。

委員)

本日の検討の中心は、原価計算と性質別負担割合についてであると思いますので、性質別負担割合を設けるべきかどうかの検討も行うべきではないでしょうか。

委員長)

性質別負担割合の考え方として、施設の性質として大きく分けて、文化的な幸せをもたらす施設と肉体的な健康をもたらす施設の2面で整理することができると思います。その点を踏まえて、性質別負担割合を設けるかの検討が必要です。

例えば、性質別負担割合を50%として設定した場合は、使用料は原価計算したものの50%になりますので、使用料の基本的なルールを定めるうえで検討が必須な項目です。その前に、原価

計算の方法についても、「人件費、物件費、維持補修費、備品購入費、施設建設費、施設改修費」の6項目で良いのか、算入する際の考え方についての検討が必要でしょう。

委員)

減価償却については、事務局から示された考え方で問題はないと考えます。また、性質別負担割合については、予め定めるのではなく、最終的に原価計算をし、使用料を決定する際に、津市など近隣市町の施設と競争力を持たせるために、性質別負担割合で調整すべきではないかと感じます。

委員長)

性質別負担割合をどのように定めるかについては、明確なルールがあるわけではなく、各自治体の考えや、住民の意識や経済状況によって変わってくるものであり、難しい問題です。「0%、50%、100%」と区分している自治体もあれば、これに「25%、75%」等を加えている自治体もあり、様々な状況です。

性質別負担割合を含め最終的な施設の使用料を決定するのは、議会であり、広い意味では市民ですが、使用料を決める基本的ルールの検討を行うことが当委員会の目的です。

委員)

性質別負担割合に話題が移っていますが、まずは原価計算について、特に前回の委員会でも課題としてあがっていた減価償却費を算入するどうかの検討が必要ではないでしょうか。

委員長)

社会資本として整備された公共施設において、減価償却費を使用料に算入するかということは、自治体によって考え方は違ってきます。例えば、松江市では、公共施設は社会資本として税金で整備するものであると決め、ランニングコストだけを使用料として利用者に負担を求めています。

また、原価に減価償却費を含めると、大規模施設ほど使用料は高くなるでしょう。

委員)

「施設建設費」の減価償却費を含めない場合、占有面積の広さが全く考慮されない使用料の計算方法になってしまうように感じます。そのため、減価償却費を含めた計算方法の方が公平であるように感じますが、その一方で、施設が古くなるにつれて改修工事費が増え、使用料が高くなってしまいます。その問題を解決するために、今後発生する修繕の見込額を予め原価に算入し、古い施設と新しい施設の使用料の差を無くす方法はどうか。

委員長)

---

委員より提案がありましたが、事務局はどのように考えますか。

事務局)

---

修繕の見込額を原価に算入するという方法については、見込額をどのように定めるかという指標も無く、ルール化するのは難しいのではないかと考えます。

原価に「施設建設費」分の減価償却費を算入する必要性は事務局としても感じています。しかし、減価償却費を含めてしまうと、体育館など大規模施設であれば、試算する使用料が現行より大幅に高くなるという問題があります。

また、減価償却費を算入する場合、償却年数が超過した施設の使用料は安くなる問題がありますが、その点についてはどのように考えられますか。

委員)

---

修繕費については、想定できるのであればその見込み額を、建築年数に関係なく原価に算入すべきであると考えていましたが、償却年数が超過した後の改修工事費等の減価償却費については原価に算入するべきではないでしょう。

償却年数が超過した後の使用料は安くなる点については、具体的な解決策を想定していませんが、減価償却費を含めた計算式にするのであれば、今後どのように扱うのかの検討が必要でしょう。

委員)

---

原則、ランニングコストについては100%利用者負担を求めるものと考えます。そのうえで、施設の性質に応じて、それ以外のコストを追加で求めていくという方法もあるのではないのでしょうか。ただし、ランニングコストの人件費の算出の根拠が、正職員で良いのかという点についてはさらに議論が必要に感じます。

委員)

---

公共施設は社会インフラとして建設されたものであるため、「施設建設費」の全てを利用者に求めるのではなく、当初の施設建築費は原価に算入すべきではないと考えます。

委員)

---

私も社会資本として整備された「施設建設費」まで利用者に求めるのではなく、維持管理にかかる必要経費のみを求める方が現実的であると考えます。

委員長)

---

今後、高齢社会による人口減少に伴って、施設の利用者も減少していくでしょう。そのような



状況の中で、「施設建設費」まで利用者に求めるのではなく、松江市のように公共施設は社会資本として税金で整備するとする方が合理的であるように感じます。そのため、委員が言われたとおり、原価に算入するのは維持管理コストのみとし、「施設建設費」を含まないということは理に適っているでしょう。「施設建設費」を原価に含まないということで、委員のみなさまはどのように考えられますか。ご異議はございませんか。

—委員より異議なし—

委員長)

---

原価計算の考え方について大枠は決まりましたので、本日のもう一つの主題である性質別負担割合についての検討を行います。

委員)

---

性質別負担割合については、何パーセントが妥当かは今後の議論が必要ですが、「民間でも提供できるサービス」と健康や文化の増進など「行政として提供すべきサービス」という視点で区別できるのではないのでしょうか。

委員長)

---

事務局の資料には「市が条例により政策的に無料としている施設については、性質別負担割合を0%」とされていますが、どのような施設が政策的に無料であるのか、民間でも提供可能であるのかなど具体的な検討を行い、原則を定める必要であるように考えます。

事務局)

---

性質別負担割合については、第1回の委員会の資料として、平成27年時の検討ではありますが、「市場的」「選択性」などから4つに分類していますので、具体的な施設名も定めていますのでご確認ください。

ただし、平成27年時の検討では「施設建設費」を含めて算入するとしていましたが、「施設建設費」を含まないという当委員会の検討とは、性質別負担割合の意味合いや実際の使用料は大きく変わってくると思われそうですが、その点はどのように考えられますか。

委員長)

---

「施設建設費」が含まれないからという理由で、「民間でも提供可能」という視点で区分する必要はないという考え方は少し違うように感じますが、委員のみなさまはどのように考えられますか。

委員)

実際の使用料の額の問題ではなく、利用者の負担をどのように考えるかという問題ではないでしょうか。

委員)

利用者の負担をどのように求めるかという基本的な考え方を、先に議論するべきであると私も考えます。

また、「平成26年度に実施した15の施設を対象とした調査では、維持管理経費に対する使用料収入の割合は約16%という」と資料に記載されていますが、事務局として何%に引き上げたいという想定はあるのでしょうか。

事務局)

自主財源の確保という観点も当然ありますが、「松阪市行財政改革推進方針」に記されているとおり、使用料の見直しは施設の利用者と非利用者との負担の公平性を確保するために行っており、収入額をあげることだけが目的ではないため、何%であるべきであるという想定はございません。そのため、適正な使用料を設定し、市としても施設の稼働率を高める等の努力を行うことにより、負担の公平性を高めていきたいと考えています。

委員長)

市の財政が厳しいため使用料を改訂し収入額を増やすということではなく、施設利用者の自己負担はどうあるべきかという視点で検討しなければならないでしょう。

委員)

公平性の観点から検討が必要であるということでしたが、激減緩和措置としての上限設定を設けるべきかという議論も、今後必要でしょう。

事務局)

原価計算について、公共施設が借地である場合に、借地料を「物件費」に算入しますでしょうか。借地料を算入することになると、借地の公共施設の方が、使用料が高くなるという懸念があります。

委員長)

市有地でも仮に市が借りるとして借地料を試算し算入するという考え方もありますが、計算が複雑になり、分かりにくいルールとなってしまう現実的ではないでしょう。

委員)

利用者の視点で考えると、市有地か借地であるかということは関係がないため、借地の施設だけ借地料を算入することの理解を得るのは難しいでしょう。

委員長)

公共施設は社会資本として整備するものと考え、借地の施設だけ借地料を使用者に負担させることに合理性はなく、建設費と同様に市が負担すべきもので原価に算入しないとしますが、委員のみなさまどうでしょうか。

—委員より異議なし—

委員長)

これまでの議論をまとめます。

基本ルールは「使用料＝原価×性質別負担割合×利用者区分率×減免率」とし、「性質別負担割合」「利用者区分率」及び「減免率」については今後、検討することとします。

「原価」については、利用者に直接かかる経費（A）と、維持管理に要する経費（B）から算入することとします。Aの利用者に直接かかる経費とは、利用者対応にかかる直接人件費とします。Bの維持管理に要する経費うち、「物件費」については維持管理コストのみを算入し、借地料については算入しない。「維持補修費」「備品購入費」については算入し、「施設建設費」は算入しない。「施設改修費」については、日常的な修繕については「維持補修費」において算入しているため、減価償却が必要となるような大規模な修繕等は算入しないとします。

「性質別負担割合」は設定することにしますが、負担割合等は今後検討することにします。

本日の検討内容について、委員のみなさまどうでしょうか。ご異議等はございませんか。

—委員より異議なし—

委員長)

本日の検討は以上ですが、事務局からの「今後のスケジュール」について説明をお願いします。

事務局)

第3回の委員会は3月23日の9時半から開催いたします。

委員長)

本日の協議事項はすべて終了いたしました。全体を通して、委員の皆様からご質問・ご意見はございませんか。委員の皆様からご意見等はないようですので、これにて、本日の議事は終了とします。

事務局)

---

本日は貴重なご意見をありがとうございました。委員の皆様からいただいたご意見を事務局にて整理いたしまして、次回の委員会に提示いたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上  
午前 11 時 55 分終了